

## 第1条（目的）

本規定は、児童の情報活用能力の育成と、インターネット取り扱い特に発信に関し個人情報保護する観点から、必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条（インターネット利用の基本）

内外海小学校においてインターネットを利用するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、学習課題に効果的に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないよう工夫するなど特に留意する。
- (3) 法令などを遵守するとともに、児童及び関係者の個人情報の保護に努める。
- (4) 本校の教育目的からはずれた利用は禁止する。

## 第3条（情報教育推進委員会）

学校長は、主にインターネットの活用の適正化と推進を図るため、校内に別に定める情報教育推進委員会をおくものとする。推進委員会は、学校長、教頭、教務及び情報教育担当で組織し、次の事項を協議する。

- (1) コンピュータ室の使い方についての基本事項
- (2) インターネットの取り扱いに関わる基本的事項
- (3) ホームページへの情報の登録・更新・抹消の審議
- (4) その他、インターネットの推進に関わる基本的事項

## 第4条（個人情報の定義及び保護）

- (1) 児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）をいう。
- (2) インターネットが発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

### ①氏名

原則として名を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は姓の一部を（ ）で表記する場合がある。

### ②意見・主張等

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

### ③写真

児童の写真を使う場合は、顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

- ④住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

- (3) インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。

#### 第5条（教師による指導の徹底）

- (1) インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- (2) 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- (3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

#### 第6条（インターネットの主な利用形態）

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- (1) 情報の発信  
学習活動の様子や成果を、学校のホームページで発信する。
- (2) 情報の受信  
学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
- (3) 情報検索及び収集  
ホームページ・電子メールを利用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
- (4) 教材作成  
ホームページ・電子メールを利用して授業できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
- (5) 国内及び国際交流  
ホームページ・電子メールを利用して、国内外の学校等と交流する。

#### 第7条（取り扱い責任者及び責任範囲）

学校長は、インターネットの利用の適正化を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。また、本校の定めるサーバー内にある本校のホームページに掲載された情報については学校長が責任を負う。

#### 第8条（情報発信などの取り扱い）

次の点を考慮しながらインターネットを取り扱うこととする。

- (1) インターネット取り扱い責任者は、本校のホームページの作成・管理などを行う。また、作成されたホームページを本校の定めるサーバーへ転送する。児童の対外的な電子メールは安全面プライバシーの保護を考え、相当な期間、授業者が事前にチェックしてから発信する。また、児童への外からの電子メールも同様とする。

- (2) 本校からの発信するホームページの内容は、事前に情報発信管理者の教頭の同意を得た上でアップロードする。
- (3) 本校あての電子メールの扱いは他の公文書と同様に扱い、必要なものは回覧する。個人あてのものは、直接本人に伝達する。

#### 第9条（ホームページ運用基準）

本校においてはホームページの運用を次のように定める。

- (1) 本校の特色や校内での児童の様子を、広く一般に紹介する。
- (2) 本校の行事の内容や予定を保護者ならびに地域住民に公開し、本校教育活動の理解と協力を得るために活用する。
- (3) 本人、もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しを求められた場合には、速やかに発信内容を変更する。
- (4) 小浜市教育委員会やその他の組織や団体、または個人から本校の発信内容に関する指摘を受けた場合には、速やかに校内で協議し適切な処置をとる。

#### 第10条（ホームページ上での校内規定の明記）

本規定を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

#### 第11条（校内規定の変更）

この校内規定は、全職員で協議し、よりよい情報発信ができるように、常に検討を加えるものとする。

附則 本規定は、平成26年4月1日から実施する。

本規定は、青垣町立佐治小学校及び名古屋市立牧野小学校のホームページ等を参考にさせていただいたことを付記する。